

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【公開番号】特開2019-41929(P2019-41929A)

【公開日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2019-011

【出願番号】特願2017-166309(P2017-166309)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月25日(2020.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定条件の成立に基づいて識別情報の変動表示を行い、識別情報の変動表示の表示結果が特定表示結果になることに基づいて、遊技者にとって有利な特別遊技状態に制御可能な遊技機であって、

遊技球が流下可能な遊技領域と、

前記遊技領域のうち所定の領域を流下する遊技球が入球可能となるように設けられた大入賞口と、

前記特別遊技状態において前記大入賞口への遊技球の入球が可能となるラウンド遊技を複数回実行可能なラウンド遊技実行手段と、

前記特別遊技状態において前記大入賞口への入球に関する入球情報を表示可能な入球情報表示手段と、

遊技球の発射方向を指示する発射方向情報を表示可能な発射方向情報表示手段と、を備え、

前記発射方向情報表示手段は、前記発射方向情報として、前記所定の領域に向けて遊技球を発射することを指示する情報を、少なくとも、前記特別遊技状態の開始から終了まで表示することが可能であり、

前記入球情報表示手段は、前記入球情報として、前記大入賞口への入球に基づいて遊技者に付与される遊技利益の量を認識可能とする情報を表示し、その情報の表示態様を、前記大入賞口への入球に基づいて変化させて表示することが可能である

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記入球情報表示手段は、前記入球情報として、さらに、1回の前記ラウンド遊技における前記大入賞口への入球数を認識可能とする情報を表示し、その情報の表示態様を、前記大入賞口への入球に基づいて変化させるとともに、前記ラウンド遊技の終了から所定時間が経過したことにに基づいて初期表示態様として表示することが可能である

ことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記特別遊技状態において複数回の前記ラウンド遊技を実行するにあたり、前のラウンド遊技の終了から次のラウンド遊技の開始までの間に所定のインターバル時間が設けられ

ており、

前記所定時間は前記インターバル時間以下であることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前述の課題を解決するために、本発明は以下の構成を採用した。

(1) 手段1の遊技機は、

所定条件の成立に基づいて識別情報の変動表示を行い、識別情報の変動表示の表示結果が特定表示結果になることに基づいて、遊技者にとって有利な特別遊技状態に制御可能な遊技機であって、

遊技球が流下可能な遊技領域と、

前記遊技領域のうち所定の領域を流下する遊技球が入球可能となるように設けられた大入賞口と、

前記特別遊技状態において前記大入賞口への遊技球の入球が可能となるラウンド遊技を複数回実行可能なラウンド遊技実行手段と、

前記特別遊技状態において前記大入賞口への入球に関する入球情報を表示可能な入球情報表示手段と、

遊技球の発射方向を指示する発射方向情報を表示可能な発射方向情報表示手段と、を備え、

前記発射方向情報表示手段は、前記発射方向情報として、前記所定の領域に向けて遊技球を発射することを指示する情報を、少なくとも、前記特別遊技状態の開始から終了まで表示することが可能であり、

前記入球情報表示手段は、前記入球情報として、前記大入賞口への入球に基づいて遊技者に付与される遊技利益の量を認識可能とする情報を表示し、その情報の表示態様を、前記大入賞口への入球に基づいて変化させて表示することが可能である

ことを要旨とする。

(2) 手段2の遊技機は、手段1の遊技機において、

前記入球情報表示手段は、前記入球情報として、さらに、1回の前記ラウンド遊技における前記大入賞口への入球数を認識可能とする情報を表示し、その情報の表示態様を、前記大入賞口への入球に基づいて変化させるとともに、前記ラウンド遊技の終了から所定時間が経過したことにに基づいて初期表示態様として表示することが可能である

ことを要旨とする。

(3) 手段3の遊技機は、手段2の遊技機において、

前記特別遊技状態において複数回の前記ラウンド遊技を実行するにあたり、前のラウンド遊技の終了から次のラウンド遊技の開始までの間に所定のインターバル時間が設けられており、

前記所定時間は前記インターバル時間以下であることを要旨とする。